

令和4年度

保育施設入所案内



目 次

- ①保育所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②申請手続き、流れについて・・・・・・・・・・・・ 3
- ③提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ④保育の必要性の認定について・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑤入所審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ⑥保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ⑦延長保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑧保育時間、休園日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ⑨よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(その他の子育て支援サービスについて)

- ⑩一時保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ⑪病児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ⑫ファミリー・サポート・センターについて・・・・・・・・ 12

〒981-3392
 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
 富谷市役所子育て支援課
 TEL：022-358-0516

①保育所一覧

○市立保育所

名称	所在地	TEL	定員	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	保育対象年齢
富谷保育所	富谷狸屋敷30番地	358-1699	70名	7:15~19:00	7:15~17:30	生後6ヵ月から 就学前まで
富ヶ丘保育所	富ヶ丘三丁目1番38号	358-3288	70名			
東向陽台保育所	東向陽台三丁目17番3号	373-9733	60名			
成田保育所	成田三丁目15番地7	348-3216	120名			

○認可保育所

名称	所在地	TEL	定員	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	保育対象年齢
富ヶ丘菜の花保育園	富ヶ丘三丁目1番28号	341-0059	54名	7:15~19:15	7:15~18:15	生後3ヶ月から 就学前まで
ぶらむ保育園富谷	三ノ関坂ノ下127番2	341-8152	90名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後6ヶ月から 就学前まで
明石台くまちゃん保育園	明石台五丁目1番地17	725-6958	24名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後4ヶ月から 2歳児まで

○認定こども園

※ 認定こども園は2・3号(保育部門)の定員・開所時間です。

名称	所在地	TEL	定員	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	保育対象年齢
上桜木果樹園の森こども園	上桜木二丁目1番地9	348-7360	130名	7:15~19:15	7:15~18:15	生後6ヵ月から 就学前まで
明石台若樹の森こども園	明石台四丁目3番地3	374-5627	125名			
とみや杜の橋こども園	杜乃橋二丁目11番地6	348-5101	100名			
アルシュ富谷こども園	明石台七丁目2番地2	341-0740	153名			
認定こども園富谷ひよこ園	成田四丁目18番地5	347-3394	20名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後2ヶ月から 就学前まで

○小規模保育事業所

名称	所在地	TEL	定員	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	保育対象年齢
大清水ぞうさん保育園	大清水二丁目22番地1	341-5708	16名	7:15~19:15	7:30~17:00	生後6ヶ月から 2歳児まで
富谷ひよこの里	成田一丁目6番地1	341-3046	19名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後2ヶ月から 2歳児まで
ひよこのおうち	成田一丁目6番地1	347-3133	19名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後2ヶ月から 2歳児まで
キッズフィールド大清水園	大清水二丁目13番地2	341-8908	19名	7:15~19:15	7:15~18:15	生後6ヶ月から 2歳児まで
ぶらむ保育園大清水	大清水一丁目9番地8	358-7666	12名	7:00~19:00	7:00~18:00	生後3ヶ月から 2歳児まで

○家庭的保育事業所

◆らびっと保育室(あけの平三丁目)

◇保育室ハック(日吉台二丁目)



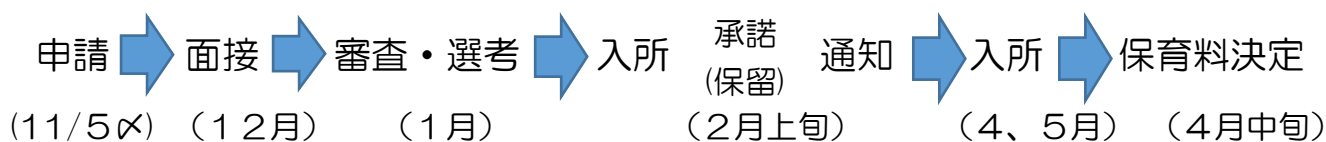
- ※ 保育所の見学を希望される場合は、事前に保育所にご連絡ください。
- ※ 家庭的保育事業所の見学を希望される場合は、子育て支援課にご連絡ください。
- ※ 小規模保育事業所・家庭的保育事業所は子どもが3歳に到達した年の年度末まで利用できません。
- ※ 家庭的保育事業所の定員は、いずれも定員5名、生後6ヶ月～2歳児まで対象です。
- ※ 認可外保育所、企業主導型保育所、認定こども園1号（教育部門）は各施設にお申し込みください。
- ※ 掲載している保育所は、保育料の算定方法が一律です。（P7参照）

②申請手続き、流れについて

◆年度初め（4、5月）入所を希望する場合

受付期間：令和3年10月18日（月）～令和3年11月5日（金）まで（厳守）
 受付場所：市役所子育て支援課、各保育所・認定こども園

- ※ 申請書は、提出書類等全て揃った状態での受付いたします。不足書類等がある場合は受付出来ませんのでご了承ください。
- ※ 就労証明書や課税証明書などの提出書類は、一般的に書類準備に時間を要します。期限に余裕をもって書類をご準備ください。
- ※ 申込み時点では富谷市に住民票がなくても、転入予定があれば申込みは可能です。
- ※ 原則として郵便による受付はしていませんが、窓口への提出が困難な場合はご相談ください。
- ※ 申込期間を過ぎてからのお申込みについては、二次審査の対象となります。受付期間は、令和3年11月8日（月）～令和4年1月14日（金）です。
- ※ 令和4年1月17日以降のお申込みは、5月入所希望からの受付となります。



入所保留者は二次審査、年度途中入所審査へ

- ※ 新規入所申請者はお子さんと一緒に面接を行います。12月上旬～中旬の平日に実施しますので、ご協力をお願いします。
- ※ 入所保留となった場合は、自動的に二次審査に移行し、3月上旬頃に結果を通知します。さらに、二次審査で保留となった場合は年度途中入所審査（次ページ）に移行します。

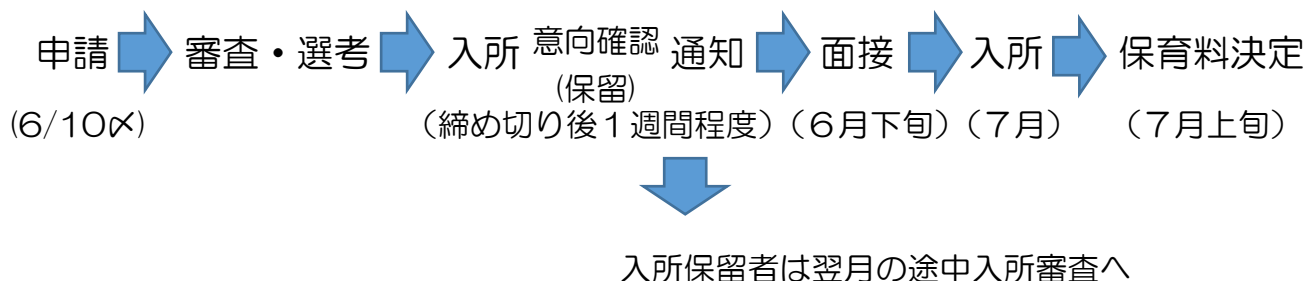
◇年度途中（6月～3月）入所を希望する場合

受付期間：入所を希望する月の前月10日まで

受付場所：市役所子育て支援課、各保育所・認定こども園

※ 10日が閉庁日の場合は翌開庁日が締め切りです。

例) 7月入所希望の場合



※ 面接の結果、入所保留となる場合があります。

※ 入所保留者は自動的に翌月の途中入所審査に移行します。

- ※ 入所申請の取り下げをする場合は子育て支援課にご連絡ください。
- ※ 入所審査は先着順ではありません。書類が揃っているかご確認の上、ご申請ください。
- ※ 入所申請後、転居や同居者の人数に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ※ 申込み内容に虚偽が認められた場合は、ご利用をお断りすることがあります。
- ※ 子どもが保育所の環境に慣れるまで『慣らし保育』を行います。入所後1～2週間程度（子どもにより個人差があります）で少しずつ保育時間を延ばしていきますので、ご協力をお願いします。

③提出書類について

- ①教育・保育給付認定・変更申請書
- ②保育所入所申込書兼家庭状況調査書
- ③児童発育調査票
- ④保育が必要な状況を証明する書類（※1）
- ⑤令和3年度 市町村民税課税（非課税）証明書（※2） 該当者のみ
- ⑥入所申込みにあたっての意向確認兼同意書
- ⑦マイナンバー記入用紙
- ⑧申請保護者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）
- ⑨申請保護者の身元確認書類（運転免許証、パスポート等）

※1 「保育が必要な状況を証明する書類」について

下記の状況に応じた書類をご提出ください。両親ともに必要です。祖父母や親族と同居する場合は、同居する祖父母や親族（申請子どもの兄弟姉妹を除く）の下記証明書も必要です。

状況	必要書類
就労	就労（内定）証明書
妊娠・出産	母子手帳（出産予定日の記載ページ）の写し
介護・疾病	障害者手帳または診断書の写し
就学	在学証明書、学生証の写し

※2 「令和3年度 市町村民税課税（非課税）証明書」について

令和3年1月1日時点で富谷市以外に住民登録している場合は、父母それぞれの課税（非課税）証明書ご提出ください。

- ※ 令和3年1月1日時点で住民登録している市町村から発行を受けてください。
（取得方法等については、証明書発行先の市町村にお問い合わせください）
- ※ ひとり親世帯で、祖父母と同居している場合は、祖父母の課税（非課税）証明書もご提出ください。

— 注 意 —

- ※ 課税（非課税）証明書の提出漏れが多く見受けられます。必ず確認の上、申請をお願いいたします。
- ※ 取得する課税（非課税）証明書の年度を誤って提出されることがよくあります。年度途中の入所申請であっても令和3年度課税（非課税）証明書が必要です。

④保育の必要性の認定について

保育所に入所できる子どもは、富谷市に住民票がある方で、保護者が次のいずれかに該当している必要があります。

- ◆就労
- ◇妊娠・出産
- ◆保護者の疾病・障害
- ◇親族の介護・看護
- ◆災害復旧
- ◇求職活動
- ◆就学
- ◇虐待・DV
- ◆育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◇その他、上記に類する状態として富谷市が認める場合



前ページのいずれかに該当する保護者の子どもは以下の3つに区分され、認定されます。

1号認定	教育認定	満3歳以上の幼稚園等での教育を希望する場合
2号認定	保育認定	満3歳以上の保育所等での保育を希望する場合
3号認定	保育認定	満3歳未満の保育所等での保育を希望する場合

⑤入所審査基準

ご提出していただいた書類の審査及び面接等の結果をもとに、以下の富谷市保育所入所選考基準表に基づき、入所を決定します。入所申込者多数の場合は、所得の低い世帯が優先となります。

保育所入所基準		父、母又は保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保育にあたれない理由)					
番号	類型	細目	摘要	入所指数	入所期間		
1	家庭外労働等	外勤	自給、日雇等の雇用形態で常用と比較して労働時間の短いもの、及びその他の不安定就労者であって、その従事時間の実態による	7時間以上	9	12ヶ月以内	
			6時間以上	7			
			4時間以上	6			
		自営	居宅外の自営で、主たる自営者であるもの 居宅外の自営で父等主たる従事者に協力して従事しているもの	本人	9		
家族(協力者)	8						
就労先確定	すでに勤務することが内定しているもの		6				
2	家庭内労働	自営	居宅内の自営で、主たる自営者であるもの。 居宅内の自営で父等主たる従事者に協力して従事しているもの。	本人	9		
				家族(協力者)	7		
		農業	日々農作業に従事するもの		8		
内職	家計の維持を目的としてメーカー、問屋、又は直接需要者から依頼され、居宅内で物品の製造加工に日々従事するもので従事時間による	7時間以上	6				
		4時間以上	5				
3	母の出産等	出産前2ヶ月、出産後3ヶ月		9	6ヶ月以内		
4	主たる保育者の療養等	疾病入院	1ヶ月以上の入院		10	12ヶ月以内	
			居宅療養	常時臥床	疾病の概ね1ヶ月以上の常時臥床		10
				精神・結核	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの		8
				一般療養	医師が概ね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの		6
		その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的に通院を要するもの	3			
		身体療養	身体障害者手帳所持者及び同程度と判断できるもの	1・2級	10		
3級	7						
4級以下	5						
5	病人の看護・介護、通院、入院の付添い	同居又は別居する親族の介護等にあっているもの	7時間以上(週5日以上)	10			
			7時間以上(週4日以下)	8			
			4時間以上(週5日以上)	7			
			4時間以上(週4日以下)	5			
6	家族の災害	火災・風災害等で家屋が失われ復旧にあたる場合		10			
7	就学等	上記1の家庭外労働に準ずる		上記1に同じ			
8	虐待防止等	虐待やDV等が認められる、又はそのおそれがある場合		8~11			
9	求職	求職活動を継続的に行っている、又は行う予定の場合		3	2ヶ月以内		
10	調整基準	児童自身の特殊事情	心身の障害によるもの(障がい児審査会に付議)		5		
		兄弟姉妹による申込み	兄弟姉妹との調整(兄弟姉妹で入所可能な保育所がある場合)		1~3		
		世帯の事情	ひとり親家庭	父・母との死別、離別、行方不明等(親子以外の親族と同居しない場合)		12	
			生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯		5	
			その他	地域、家庭の危険度及び経済的困窮		3	
		就労日数	パート、自営業、農業、内職等の月平均就労日数の実態による	月16日~19日	-1		
				月13日~15日	-2		
				月13日以下	-3		
		同居者(世帯分離も同居とみなす)	就労等をしておらず保育することが可能な65歳未満の同居親族がいる場合		-1		
		職業	父又は母が、保育士又は保育教諭として勤務している場合		3		
年齢到達による卒園児の申込み	小規模保育、家庭的保育施設等を保育対象年齢到達により卒園する児童の申込みの場合		10				
その他	特別な事情により調整が必要と認められる場合		-5~5				

※この表の適用にあたっては、まず1~9の基本基準のいずれかに該当していることを確認し、これに対応する入所指数を把握する。
 なお、10の調整基準に該当する世帯である時は、その該当する入所指数を把握し基本基準の入所指数と合算する。
 次に、入所指数の高い順に保育所運営会議に提出する名簿に登載する。この場合入所指数が同じである時は優先順位の高い順に登載する。
 また、入所指数が同じである時は所得(保護者合算)の低い順に登載する。
 ※市長が特に必要と認める場合は、10の調整基準により調整を行う。

⑥保育料について

保育料は所得に応じた課税状況によって、以下の基準表をもとに決定します。

(月額)

階層	階層認定の基準（父母及び同一生計世帯の家計の主宰者である扶養義務者の合計額）	3号認定（3歳未満児）	
		標準時間	短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯であって、かつ、母子世帯（父子世帯）又は在宅障害（者）児のいる世帯	0円	0円
3	市町村民税非課税世帯	0円	0円
4	市町村民税均等割課税のみの世帯	8,000円	5,800円
5	市町村民税所得割額24,000円未満の世帯	12,000円	8,700円
6	市町村民税所得割額48,600円未満の世帯	16,000円	11,600円
7	市町村民税所得割額48,600円以上77,100円未満の世帯	20,000円	14,500円
8	市町村民税所得割額77,100円以上97,000円未満の世帯	26,000円	18,900円
9	市町村民税所得割額97,000円以上169,000円未満の世帯	32,000円	23,200円
10	市町村民税所得割額169,000円以上211,200円未満の世帯	40,000円	29,000円
11	市町村民税所得割額211,200円以上301,000円未満の世帯	44,000円	32,000円
12	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯	50,000円	36,300円
13	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	54,000円	39,200円

◆保育料は9月に切り替わります

4月～8月分の保育料：令和3年度課税額（令和2年中所得）によって決定

9月～3月分の保育料：令和4年度課税額（令和3年中所得）によって決定

◇兄弟姉妹が保育所、幼稚園等に通っている場合は、上記保育料から軽減（免除）されます。

小学校就学前の子どものうち第2子目：半額

小学校就学前の子どものうち第3子目以降：無料

※ 所得割額が57,700円未満の世帯は、小学校就学後の子どもも対象としてカウントし、「第2子目：半額」、「第3子目以降：無料」となります。

※ 所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯・障害者のいる世帯は、「第1子目：半額」、「第2子目以降：無料」となります。

◆3歳以上児の食材料費について

3歳以上児は保育料が無償ですが、食材料費が発生します。

主食費（ご飯・パン代）：月額 1,000 円

副食費（おかず代）：月額 4,500 円

※所得割額が 57,700 円未満の世帯は、副食費が免除されます。

（ひとり親世帯・障害者のいる世帯は、所得割額が 77,101 円未満で免除対象）

- ※ 算定する所得割額は、税額控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金等税額控除・外国税額控除）前の額となります。
- ※ 幼稚園等に入園する子どもがいる場合は、保育料軽減（免除）のために申請が必要となります。申請手続きは、保育所入所決定後に保育所からご案内します。
- ※ 保育料は在籍（休所）日数に応じて日割り計算されます。
- ※ 兄弟姉妹で入所する施設が異なっても、保育料軽減（免除）が適用されます。
- ※ 兄弟姉妹で同時入所する第1子目が3歳児以上であり、保育料が無償であっても、第2子目が3歳未満児であれば、保育料が半額になります。

◇保育料の滞納について

保育料を滞納すると、督促状を子育て支援課よりお送りします。督促状を受け取ったにもかかわらず納付がない場合は、滞納処分を受ける対象となります。また、在所中で保育料に滞納がある世帯については、保育料納付者との公平性を著しく欠くこととなるため、次年度の継続入所の可否を検討させていただきます。

保育料は、保育所の適切な運営に必要な財源です。納期限までに必ず納めてください。

⑦延長保育料について

延長保育料は、所得に関わらず、算定します。

第1子目：月額 3,000 円

第2子目以降：月額 1,500 円



- ※ 日割り計算は行いません。
- ※ 前ページの保育料基準表の階層1または2に該当する世帯の延長保育料は無料です。
- ※ 申請手続きは、保育所入所決定後に保育所からご案内します。
- ※ 兄弟姉妹で入所する施設が異なっても、第2子目以降は月額 1,500 円です。

⑧保育時間、休園日

保育時間は標準時間と短時間に区分され、保育所ごとに時間が異なります。

施設名	短時間	標準時間	延長保育
富谷保育所	8:30~16:30	(平日)	18:15~19:00
富ヶ丘保育所		7:15~18:15	
東向陽台保育所		(土曜)	
成田保育所		7:15~17:30	
上桜木果樹園の森こども園	8:30~16:30	7:15~18:15	18:15~19:15
明石台若樹の森こども園	8:30~16:30	7:15~18:15	18:15~19:15
とみや杜の橋こども園	8:30~16:30	7:15~18:15	18:15~19:15
アルシュ富谷こども園	8:30~16:30	7:15~18:15	18:15~19:15
富ヶ丘菜の花保育園	8:30~16:30	7:15~18:15	18:15~19:15
ぷらむ保育園富谷	8:30~16:30	7:00~18:00	18:00~19:00
富谷ひよこ園	8:30~16:30	7:00~18:00	18:00~19:00
明石台くまちゃん保育園	8:00~16:00	(平日) 7:00~18:00 (土曜) 7:00~17:00	18:00~19:00
大清水ぞうさん保育園	(平日) 8:30~16:30 (土曜) 8:30~16:00	(平日) 7:15~18:15 (土曜) 7:30~17:00	18:15~19:15
富谷ひよこの里	8:30~16:30	7:00~18:00	18:00~19:00
ひよこのおうち	8:30~16:30	7:00~18:00	18:00~19:00
キッズフィールド大清水園	8:00~16:00	7:15~18:15	18:15~19:15
ぷらむ保育園大清水	8:30~16:30	7:30~19:00	18:00~19:00
らびっと保育室	8:30~16:30	7:30~18:30	要相談
保育室ハック	8:30~16:30	7:30~18:30	実施なし

日曜祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休園日となります。

- ※ 保育時間の区分によって保育料が異なります。（保育料について：P7参照）
- ※ 原則として、月の途中から保育時間区分を変更することはできません。
- ※ 土曜日は延長保育を実施していません。

◎よくあるご質問

◆申請について

Q 希望保育所が複数ありますが、申請書に書ききれなかった保育所は案内されないのですか？

A 申請書にご記載のない保育所でもご案内する場合があります。特に富谷市全体の入所可能枠が残りわずかの場合は、希望がなくても空いている保育所にご案内をすることがよくあります。なお、案内のあった保育所を辞退することは可能ですが、次の審査で入所の可否を再決定します。

Q 富谷市外に住んでいる場合でも申請は可能ですか？

A 転入予定であれば、可能です。申請書には、現住所を記載するほか、転入予定住所が決定している場合は、住所欄の余白に新住所及び転入予定日を記載してください。また、保育所の入所日までに転入をお願いします。

Q 兄弟姉妹で同時に申し込む場合、書類は1つでいいですか？

A 申請子ども1人につき1部ご提出ください。ただし、就労（内定）証明書や課税（非課税）証明書は人数分の原本は必要なく、写しで代用が可能です。

Q 育児休業中でも申請は可能ですか？

A 可能です。ただし、保育所入所後2か月以内に復職していただく必要があります。

◇保育料について

Q 祖父母と同居していますが、祖父母の収入は保育料に影響しますか？

A 父母がどちらもいる世帯であれば、影響ありませんが、ひとり親世帯であれば影響します。祖父母のうち所得割額の高い方と子どもの母（父）の所得割額を合算し、保育料を算定します。また、原則として世帯を分離していても同居とみなします。

Q 3歳の誕生日を迎えましたが、保育料は無償になりますか？

A 3歳の誕生日を迎えた年度の翌年度4月分保育料から無償になります。

例) 令和3年5月1日に3歳の誕生日を迎えた子どもは、令和4年4月分保育料から無償です。

◆その他

Q 入所保留通知書が届きました。働かなくてはいけない状況ですが、どうしたらいいですか？

A ご希望に沿えず申し訳ございませんが、認可外保育所や幼稚園（認定こども園）の一時預かり等の利用をご検討ください。幼児教育・保育無償化により、保育料が軽減（上限あり）される場合があります。

Q 小規模保育施設や家庭的保育施設に入所した子どもは、3歳児以降も別の園で入所できますか？

A 新規申請者より優先的に調整いたしますが（P6参照）、希望保育所に入所できるとは限らず、また、入所保留となる可能性がないとは言えません。

《その他の子育て支援サービスについて》

⑩一時保育

利用申請については、実施施設にお問い合わせください。

施設名	TEL	利用時間	保育料	
			0～2歳児	3～5歳児
富ヶ丘保育所	358-3288	7:30～18:00	2,500円	1,400円
成田保育所	348-3216	7:30～18:00	2,500円	1,400円
上桜木果樹園の森こども園	348-7360	8:30～17:30	2,500円	1,500円
明石台若樹の森こども園	374-5627	8:30～17:30	2,500円	1,500円

※ 緊急の場合以外は、利用日数に制限があります。

※ 上記保育料に飲食費を含みます。

※ 上桜木果樹園の森こども園と明石台若樹の森こども園は、利用時間に制限（1日8時間以内）があり、お昼寝用布団リース料として月額330円かかります。

※ 富谷市に住民登録がある方が対象です。

※ 保護者が就労等により保育が必要な場合に利用できます。

◆その他の一時保育

施設名	TEL	利用時間	保育料
とみや子育てサロン	779-6981	火曜～土曜 9時～15時	700円/1時間
ほっと育く（ほっとすく）	348-7292	月曜～金曜 9時～16時	770円/1時間

⑪病児・病後児保育

体調不良児対応型（在籍児童のみ対象）

施設名	TEL	所在地
上桜果樹園の森こども園	022-348-7360	富谷市上桜木二丁目1番地9
明石台若樹の森こども園	022-374-5627	富谷市明石台四丁目3番地3
とみや杜の橋こども園	022-348-5101	富谷市杜乃橋二丁目11番地6

病後児対応型

施設名	TEL	所在地
タウンクリニックえん	022-358-1976	富谷市明石台七丁目1番地5
こん小児科クリニック	022-341-2701	仙台市泉区八乙女中央二丁目4-25
宮城県済生会こどもクリニック	022-293-1281	仙台市宮城野区東仙台6-1-1

◆利用料：2,000円

※ 飲食代、医療代、ミルク代等は別途料金が発生します。

◇利用方法

直接実施施設へ連絡のうえお申し込みください。

利用申請書は、各保育所・子育て支援課・実施施設にあります。

⑫ファミリー・サポート・センターについて

子育てを地域でお手伝いし、支え合いが出来るよう「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員組織で運営します。

◆こんなときに利用できます

残業の時、保育園に迎えに行ってもらい、仕事が終わるまで預かって欲しい。
早番の朝、保育園に送り届けて欲しい。 etc...

◇利用時間：7時～19時

※上記以外の時間帯は要相談

◆利用料金

利用時間帯区分	1時間あたりの報酬額
平日 7時～19時	600円
平日 上記以外の時間帯 土日祝日・年末年始	700円

※送迎時の交通謝礼金、預かり時の食事、おやつ代等は別途かかります。

◇ファミリー・サポート・センターの問い合わせ、申請先

とみや子育てファミリー・サポート・センター

富谷市富谷西沢13番地（富谷市社会福祉協議会内）

TEL：022-358-3981

※土日祝日・年末年始はお休みです。

申請書類はすべて揃いましたか？申請前にもう一度ご確認ください。（詳細はP4）

- 教育・保育給付認定・変更申請書
- 保育所入所申込書兼家庭状況調査書
- 児童発育調査票
- 保育が必要な状況を証明する書類**
- 令和3年度 市町村民税課税（非課税）証明書（該当者のみ）**
- 入所申込みにあたっての意向確認兼同意書
- マイナンバー記入用紙
- 申請保護者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）
- 申請保護者の身元確認書類（運転免許証、パスポート等）